

# 非常時ローミング対象端末について

## 論点整理(案)

---

令和6年10月2日  
検討作業班端末等タスクグループ  
事務局

- 非常時ローミングの基本的な考え方は「技術的な事項以外の理由により利用者への制約を設けないようにすること」であることを踏まえ、できる限り多くの端末がローミング対象となるようにすることが望ましい。
- 第1回端末等タスクグループにおいて、機能の具備が技術的に困難な端末機器として、TCAから①特定事業者の特定周波数のみで動作する端末機器、②画面表示ができない端末機器について提案があった。
- 上記①②については、以下のような整理とすることが適当ではないか。
  - ①については、現在、低消費電力・省スペース等、特定の利用目的実現のため、①のような端末機器が存在し、これらは、非常時ローミングの導入時期以降に技術基準適合認定等を受ける場合においても、特定事業者のみへの通信を行う端末機器として許容することが該当端末の利用用途の点から合理的である。
  - ②については、一部のIoT端末のように、画面表示ができない端末機器は非常時ローミングの導入時期以降も存在し、技術基準適合認定等を受けることが想定される。これらは、機能番号#8(救済網に在圏していることを表示し選択できるようにする機能)の具備は困難であることから、当該機能の具備を求めない。
- また、同会合及びその後の意見提出(次頁参照)を踏まえ、以下のように整理することが適当ではないか。
  - 機能#8については、画面のない端末のほか、画面を用いたユーザーインターフェイスの追加・更新等が困難である端末機器についても、具備することを必須としない。
  - 機能の具備が技術的に困難であるとの指摘のあった「ウェアラブル端末」については、その理由及び対応可能な時期等について引き続き精査する。
  - ユーザニーズもなく、経済合理性のない端末にまでコストをかけて対応させることの要否について検討の余地はあるものの、IoT端末全てについて、機能の具備を市場にまかせるよりは、原則、機能を具備すべき端末に含めることにより、できる限り多くの端末が非常時ローミングに対応することのメリットが大きいと考えられることから、可能な限り、適用除外となる端末の範囲を限定することが望ましい。
  - この点、非常時ローミングへの対応を義務付けられることが不合理であることについて、一定の合理的な理由が認められるものについては、必ずしも非常時ローミングに係る機能の具備を求めないことも考えられる。

## 提出意見等

- IoT端末については、非常に多くの種類があり、使用方法が多岐にわたることから、必ずしも非常時ローミングを必須としないようなものがあると考えられるため、市場のフレキシビリティを確保する観点から、非常時ローミングへの対応については、細かく端末の種類を規定するよりも、一定の方向性を示した上で、製造者側が適用について判断できることが望ましい。
- Cellular機能を有するウェアラブル端末については、現状のチップは少なくとも機能番号#1 (Emergency Attach)及び#8(事業者表示)に対応不可であること、将来的に新たなチップを採用する場合でも、機能#8については大規模なソフトウェア設計変更並びに小さい画面の中でのユーザーインターフェイスの大幅変更自体が困難であり、技術的に不可能であること、その他の項目についても、懸念が出てくる可能性は十分あるが、現地点で言及することが難しいことから、Cellular機能を有するウェアラブル端末については、適用除外としていただきたい。
- ホームルータについて設置後には移動させることがないため非常時ローミングのためのユーザーインターフェイスを持っていないのではないかな。

# 【参考】端末の追加機能要件

機能番号	機能名	機能の概要	対象となる方式
#1	Emergency Attach	位置登録がなされていない状態において、救済網経由で緊急呼発信をできるようにする機能	緊急通報のみローミング方式
#2	IMSI送信	緊急呼発信時にIMSIを送信する機能	緊急通報のみローミング方式
#3	緊急呼終話後のHome網へのAttach	緊急呼終了時に自網に復帰する機能	緊急通報のみローミング方式
#4	Non-detectable / detectable緊急呼	184等のプレフィクスがついた場合でもローカルブレイクアウトによる緊急呼発信をできるようにする機能	フルローミング方式
#5	CellReserved	平常時に救済網に接続しないようにする機能	両方式
#6	ACB per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないように在圏を制御する機能	フルローミング方式
#7	SSAC per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないようにサービスごとに接続を制御する機能	フルローミング方式
#8	事業者表示	救済網に在圏していることを表示し選択できるようにする機能	両方式
#9	過度な再送抑制	救済網に対して過剰な負荷を与えないようにする機能	フルローミング方式

※ 機能番号#1、#2、#3及び#4については、緊急呼に関する機能であるため、現行規定において緊急呼を発信する機能を有することを義務づけられていない端末機器には具備することを求めない。